

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	岡山県矢掛町

矢掛町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 矢掛町産業観光課
所在地 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018
電話番号 0866-82-1016
FAX番号 0866-82-1454
メールアドレス E-mail info@town.yakage.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類, 被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ニホンザル, タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ, ニートリア, ハシブトガラス, ハシボソガラス, ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岡山県小田郡矢掛町

(注) 1 計画期間は, 3年程度とする。

2 対象地域は, 単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	被害面積
イノシシ	水稲・野菜・果樹	3,396千円	7.88ha
ニホンザル	水稲・野菜・果樹	349千円	2.19ha
タヌキ アナグマ ハクビシン アライグマ	水稲・野菜・果樹	42千円	0.69ha
ニートリア	水稲	42千円	0.68ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲・野菜・果樹	298千円	1.78ha
合計		4,127千円	13.22ha

(注) 主な鳥獣による被害品目, 被害金額, 被害面積 (被害面積については, 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は, 年間を通じて継続的に食害が発生している。また, 食害のみでなく, ため池の堤防, 田の畦等への掘り起こしによる崩落の被害が見られる。</p> <p>被害区域は, 全町に広がっており, どの地区においても, 水稲被害の他, 畑の掘り起こしによる野菜等の被害がある。</p> <p>②ニホンザル</p> <p>ニホンザルによる被害は, 果樹, 野菜類の収穫時期での食害が多く見られた。</p> <p>被害区域は, 宇内地区, 小田地区が中心であり, 約100頭の群れが移動しながら被害を及ぼしていたが, 井原市との集中捕獲により被害は減っている。</p> <p>③タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ</p>

タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマによる被害は、果樹、野菜類の収穫時期での食害が発生している。

被害区域は、全町に広がっており、山裾の近い農地で野菜、果樹類が被害を受けている。

④ヌートリア

ヌートリアによる被害は、水稻の食害のみでなく、ため池の堤防、田の畦等への巣穴による崩落の被害が見られる。

被害区域は、全町に広がっており、特に河川、ため池等の水辺の近くに集中している。

⑤ハシブトガラス・ハシボソガラス

カラスによる被害は、年間を通じて被害が発生している。ナシ、ブドウ等の農作物被害だけでなく、飼料等の食害も見られる。

被害区域は中山間地域を中心にして、民家の近くの菜園にまで広がっている。

⑥ニホンジカ

ニホンジカについては、目撃情報から年数頭捕獲をしている状況であるが、被害報告は受けていない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

年々、被害が拡大する中で、関係機関と被害地域とが一体となり、鳥獣害の防止と有害鳥獣の駆除に努め、被害拡大を防ぐ。

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	4,127千円	3,920千円
被害面積	13.22ha	12.55ha

※被害金額、被害面積はいずれも推定。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>矢掛町猟友会による実施隊駆除班及び実施隊自治会班を編成し、精力的に有害鳥獣の捕獲を実施している。</p> <p>捕獲手段に関しては、駆除班実施隊が町内一円で銃器、わなを用いて捕獲を実施している。</p> <p>実施隊自治会班は各自治会内でわなを用いて捕獲を実施している。</p> <p>岡山県事業等により、イノシシ捕獲柵を町内に導入し、イノシシの捕獲体制の強化に努めた。</p> <p>ニホンジカについては、出没情報に注意して生息状況の把握に努めている。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が必要となっている。</p> <p>捕獲体制は強化されているものの、イノシシ被害は依然として多く出ているため、今後もイノシシ捕獲機材(箱わな、囲いわな等)の普及促進し、管理体制整備を重点に置く必要がある。</p> <p>また、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護柵の設置については、普及促進を行い、岡山県事業等の活用により、イノシシ侵入防止柵の整備を行ってきた。</p>	<p>被害の大部分が山間部を占めており防護柵の整備がまだ十分には進んでいない。集落ぐるみで侵入防止柵の整備が必要である。</p> <p>整備されていない地域に被害が及ぶようになり、これらの新たな地域にも防護柵の普及が急務となっている。</p> <p>また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝帯の整備)、等、住民に対する被害対策の普及・啓発活動が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>専門家を招いた講習会等を実施している。</p> <p>併せて出前講座等も実施している。</p>	<p>被害地域だけでなく、各地域ごとに環境整備の啓発を行う必要がある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため引き続き、個体数管理(有害鳥獣の捕獲駆除)・被害地管理(防護施設の設置)を推進していく。

平成 20 年度からの取組により、矢掛町ではイノシシ等の野生鳥獣の捕獲体制が以前より強化され、住民に対する一定の普及・啓発も行ってきたが、鳥獣の個体数は繁殖率が高いため未だ被害の顕著な減少には至っておらず、今後も引き続き被害対策を強化していく必要がある。

今後は、地域の意識改革による被害防除体制の確立を行うために、捕獲と防護柵による被害防止対策の普及推進、周辺市町村の一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

矢掛町猟友会駆除班	農林業者等からの依頼を受けて、猟友会で結成された各駆除班が積極的に有害鳥獣の捕獲を行い、イノシシ、ヌートリア等については、捕獲数が増加した。 矢掛町猟友会と連携して、鳥獣害対策の普及・啓発を行い、捕獲体制を整えていく。
矢掛町鳥獣被害対策実施隊	矢掛町猟友会と連携して、鳥獣被害対策の普及・啓発を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	計画に定める全ての対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策実施隊による駆除捕獲の推進・鳥獣の生息状況及び農作物被害状況の調査・把握・駆除班員の後継者の確保・捕獲資材の導入

(注) 捕獲機材の導入, 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣による農作物被害は、被害金額、被害面積共に減少しているが、同時に耕作を行っている田畑が減少していることを加味すれば高止まりで推移していると考えられる。

また近年では被害地域が拡大傾向にあるため、矢掛町猟友会駆除班及び矢掛町鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画を決定し個体数の調整を行うこととする。

① イノシシ

矢掛町では、依然イノシシの被害は全町に広がっており、引き続き一定数の捕獲を行っていく必要があると考えられる(捕獲実績 令和2年度 312 頭、令和3年度 347 頭、令和4年度 350 頭見込み)。そのため、捕獲計画数は 450 頭とする。

② ニホンザル

ニホンザルについては、岡山県・近隣市町村と連携して効果的に捕獲を実施し被害は大幅に減少している。しかしながら、継続して捕獲数を増やしていく必要があると考えられる(捕獲実績 令和2年度0頭、令和3年度0頭、令和4年度 10 頭見込み)。そのため、岡山県・近隣市町村と連携して効果的に捕獲を実施するため、捕獲計画数を 10 頭とする。

③ タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ

矢掛町ではタヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマの被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲に取り組むこととした。(捕獲実績 令和2年度 82 頭、令和3年度 61 頭、令和4年度 120 頭見込み)。そのため、捕獲計画数を 200 頭とする。

④ ヌートリア

ヌートリアについても、個体数は減少傾向にあるが、被害状況の大幅な改善には至っておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる(捕獲実績 令和2年度 76 頭、令和3年度 54 頭、令和4年度 120 頭見込み)。そのため、捕獲計画数を 300 頭とする。

⑤ ハシブトガラス・ハシボソガラス

ガラスによる果樹、野菜等への被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる(捕獲実績 令和2年度9羽、令和3年度5羽、令和4年度100羽見込み)。そのため、捕獲計画数を400羽とする。

⑥ ニホンジカ

目撃情報が寄せられており、今後被害の拡大が予想されるため、年間捕獲計画を10頭とする。

※①～⑥銃器・わなを用いて捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	450	450	450
ニホンザル	10	10	10
タヌキ	80	80	80
アナグマ	80	80	80
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	20	20	20
ヌートリア	300	300	300
ハシブトガラス ハシボソガラス	400	400	400
ニホンジカ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数，個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
町内の実施隊駆除班及び実施隊自治会班の連携を一層深め，情報共有等による駆除活動の円滑化を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段，捕獲の実施予定時期，捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には，その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段，捕獲の実施予定時期，捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は，捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法

律第 134 号。以下「法」という。) 第 4 条第 3 項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ その他鳥獣	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ その他鳥獣	侵入防止柵の設置後は、柵の破損や不備が無いか定期的に点検を行う。 侵入された場合は放置せず、侵入防護柵のかさ上げ補強や目隠しなど状況に応じて適切な対策を講じる。	侵入防止柵の設置後は、柵の破損や不備が無いか定期的に点検を行う。 侵入された場合は放置せず、侵入防護柵のかさ上げ補強や目隠しなど状況に応じて適切な対策を講じる。	侵入防止柵の設置後は、柵の破損や不備が無いか定期的に点検を行う。 侵入された場合は放置せず、侵入防護柵のかさ上げ補強や目隠しなど状況に応じて適切な対策を講じる。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	計画に定める全ての対象鳥獣	ホームページに加え、広報誌などでも被害防止対策に関する情報を周知する。 また、鳥獣被害に対して適切な被害防止対策を助言できるように、矢掛町鳥獣被害対策実施隊員は、講習会等へ積極的に参加し、有害鳥獣被害対策に係る知識の習得及び技術の向上に努めるとともに、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を図る。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及

等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
井原警察署	住民の生命の安全確保に関すること。
矢掛町	対処全般に関すること
岡山県備中県民局	情報提供, 助言, 指導等
矢掛町各自治会	住民への周知に関すること。
矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対 \forall 処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

矢掛町 → (各自治会) → 住民
矢掛町 → 矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊
矢掛町 → 井原警察署, 岡山県備中県民局

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の個体処理については、捕獲者の自らの責任において処分することとしており、捕獲した有害鳥獣は、捕獲後適切に埋設処分等を行う。
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・自己の食用とする場合は、野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインを参考に解体処理するものとする。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂, 骨製品, 角製品, 動物園等でのと体給餌, 学術研究等)	該当なし

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

計画期間中における整備計画なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	矢掛町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
矢掛町議会	矢掛町と連携して、事業推進及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
矢掛町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護管理に関する業務を行う。
農業関係者	有害鳥獣に関する情報提供、防止計画の普及啓発を行う。
被害集落の代表者	有害鳥獣に関する情報提供、防止計画の普及啓発を行う。
矢掛町役場 産業観光課	事務を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課、森林企画課	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
岡山県備中県民局農林水産事業部 井笠農業普及指導センター	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
JA 晴れの国岡山	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、対象地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供、並びに被害防止技術の情報提供、営農(技術)指導、その他必要な援助を行う。

備中南森林組合	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
---------	---

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町長が任命した者で鳥獣被害対策実施隊を平成 25 年度に結成し、実施隊による被害防止策の普及・啓発等に併せて、狩猟者の確保、育成を行うとともに市街地での緊急捕獲等に対応する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内全域における農作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、被害防護柵の設置、緩衝帯の整備が限界集落の地域では、困難な状態となっている。
 そこで、広範囲の被害防止策(被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等)を講じる場合に、地域全体での取り組みを行っていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、講習会、情報交換会、現地研修会等を開催する。
 町の広報紙等を活用し、鳥獣による町民の生命や身体に危害が発生することを防止する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。